

よしにて出産人は一同心痛せりと聞く……以下略

九月……様似郡産昆布と題し粗悪劣等のもの（乾燥不十分、砂礫附着等）として攻撃している。
十月……様似昆布と題し、これに対して遺憾の意を表した一文あり。

【明治二十一年】

八月……新昆布。この程着したる様似、浦河産新昆布（荷主矢本蔵五郎氏）二百石清国商人へ昨日百石に付三九五円にて売却す。

明治二十二年

一月……三石二、四五〇円】

こうした記事が今なお残されているが、正に古い歴史は新聞の中に永久に生きている。

昆布は日高の東部は豊富であるが、西部はこれに及ばない。えりも岬以西は採取船一艘に一人若くは二人、以東は二人若くは四人乗載する。明治三十年の各郡船数及び産額は左の通りである。

郡	営業者	就業船数	休業船数	長切、昆布産額	同価格
沙流	二〇人	三三艘	、艘	三〇〇石	八一〇円
新冠	七	一九	、	五〇	二〇五
静内	八五	一二八	二三	二、〇〇〇	八、二〇〇
三石	九二	一二六	、	一、〇六八	四、一〇八
浦河	二二三	二八〇	、	二、七〇〇	六、六三〇
様似	一九九	一九九	、	三、五三五	一〇、六〇五
幌泉	一九四	三六四	一一	九、八六四	二八、一二七
計	八一〇	一、一五八	二四	一九、五一七	五八、六七五

（附記） ふのり……明治三十年の産額五、九六七貫匁此価一、七五三元であった。幌泉郡が最も多く様似郡が之に次ぐ、その殆んどは婦女子が海浜で採取する。

ぎんなんそう……明治三十年の産額一九、四〇七貫匁此価一、八四九円であった。東部の地方に多く、ふのり同様婦女子の業に属する。

3 日高漁業の前途

日高漁業の前途に対する警告として、歌えて報文の一節を左に転載する。

「いわしの漁場は既に多くして今後これを増加するは容易にあらず。鮭と鱈とは川に入りて産卵する親魚の漸次減少するによりて将来の運命を卜するに足らん。鯉漁の近年急速の進歩なしたるは人の意外とする所なれども、濫獲の結果衰退の期あるべしとは往々漁家の憂うる所なり。現に数年に前までは持符船にて近海に漁して相應の収獲ありしところも、今は川崎船を用いて一層遠きに出でざれば営業なす能はざる景況なり。たら、鮎鮎等は漁民の奮発により今後益々発達すべく、その他の雑魚も又氣運の進歩に伴ひて漸次増加するは疑を容れず、昆布業は時に盛衰なきにあらずと雖も永く一物産なるを失はず、斯の如く各漁業に就いては、その将来を考察すれば、漸次退却すべき憂あるものと進歩すべき見込あるものとあれども、全体に就て論ずれば進歩の途にあるものと謂はざるを得ず。

その要は唯当国漁業者の知識を進め、経済の法を改良して資本を増し、遺利を興し漁船漁具を精良にし、且適當の注意を以て漁獲と共に繁殖を図り着々進取するに在り。

願うに昔時に於ては魚藻多く魚民少なく、僅少の勞力を以て容易に生計をなすを得たるを以て今尚全く習慣を去る能はず、疎放の思想を以て姑息に安んずるの弊あり。彼の鯉漁の如きも国内漁民によりて発達したるにあらず、北陸道諸国の漁民が川崎船に乗り来り、勇氣と熟練とを以て遠海に出漁せしによりて進歩し、国内の漁民は之を見て僅に模倣せしに過ぎず、若し当国の漁家をして永くこの有様に在らしめばその将来や甚だ憂うべしと雖も、氣運の進歩は無限に姑息偷安を許すべきものにあらず。常に奮発して将来進取の計をなすべきなり。」

六 美わしき森林造成

1 山林管理と林政改革

（二十年代）

明治十九年一月、北海道庁の新設により山林事務は農商務省から道庁に移管された。

そこで道は土木課に山林係を置いて従前の林区事務所の管轄区域を踏襲することになったが、四月歳費節約の理由から吏員の減少を行うため地方における山林事務の一部に分任制を採用した。日高は本庁直轄の關係上郡区長に委ねられると同時に、従来の林区事務部と山林監守人は廃止された。しかも十二月には全道が郡区制になったため、地方事務の一切を郡区長に委任されることになった。二十一年には林務擴張の上申にもとづき、従来の「地理課山林係」は「林務課」として独立し、森林の取締と経済に關すること、民有林の監督に關する事務をおこなうことになった。

また地方に「林務課員派出所」を浦河をはじめ十八カ所に新設して、郡区長の分任を解除し、林区設置計画に基づいて二十一年より施行することになった。なお派出所は翌年十月さらに六カ所の増設を見たが二十三年に御料林編入によって二〇〇万町歩の減額を見た。本道国有林の管理は二十四年七月に至つて、派出所の名称、位置及び管理区域を改める必要があるとして十五カ所に整理した。同年八月に分課改正により林務課が廃され森林事務を地理課に移し、地方林務も「林務課員派出所」を廃し、それに変わる函館外八カ所の「地理課員派出所」及び「分遣所」を設置することにした。浦河も分遣所の一つである。

ところが、二十五年十一月に再び分課改政が行はれ、内務部に「林務課」が置かれ、森林の保護監督及び経済に關すること、土石払下げに關することなどを分掌させることとし、併せて地方の課員派出所を廃して、森林事務を郡区長に分任させることとなり、その旨翌二十六年各郡長に対し訓令し、各郡長はさらに地方に布令を出した。

従つて各郡区役所は、「森林検査員」を置いてこれを担当させ、不便な箇所では「戸長」が分任することとなった。以上が明治二十年代における管理制度の概要である。

さらに火入取締については、二十一年五月に庁令を以て「山野火入取締規則」が制定公布された。

また林政面では二十年代は北海道林業の言わば創業期で、法制を整備したと木材商業資本の進出が次第に見られるようになった。即ち明治二十年には国有林に対しその経営に關する意見書や林政に対する改革の構想が打出されている。その一つとして同年五月の全道郡区長會議において初代岩村通俊長官が山林施設に対する抱負の一端を施政方針演説に述べ、「共有山林の設置」は森林保護の爲に必要であることを強調し、人民山林共有の法を設け、その制度を立て「一村共有」にして濫伐、野火の弊をなくし、樹苗を種植することを説き、樹林保護の点については、薪材に代り煤炭（石炭）を用いることを得策とする旨の新方針を示している。

2、山林管理制度と日高の現況 (三十年代)

三十年代当初における日高の官林反別は、四六八、七六七町歩であつて、民林は僅か浦河郡に八十八町歩ある程度に過ぎなかった。

この外に牧場地になお樹木があり、樹種は概ね地味不良な海岸に近い高原丘陵に柏が最も多く、その湿地及び溪谷には赤楊が多い。これより奥に入るに随つて檜その他種々の潤葉樹があり、河岸の原野には一般に楡、樺、赤楊等が生育していた。針葉樹は国の西部にあつては、海岸から数里の山に入らなければ見ることは出来ないし、山奥に入つてはじめてその数を増した。けれども東部にあつては次第に海岸に近づき、冬島官林の如きは海岸より常緑樹の森林をなしていた。

木材の搬出は河川によつて流下することができたが、しかし日高は全般的に山林の地積の広い割合には利用が少なかったようである。当時日高民の需要の木材、薪材の状況を見ると次の通りである。建築材のうち檜松はみな官林の払下を受けて伐採した。その価格は伐採地の遠近と運搬の便、不便によつて高低があるが、当時檜松材百石の価は様似、浦河は百円―百二十円、下々方は百五、六十円、幌泉は百七、八十円であつた。

桂材はやや兼価であつたしその他開墾地より出される雜木材もまた建築材として時には使用された。薪は浦河以西の諸郡は殆んど開墾地より出したが、その価格は原野では一數五、六十錢、海岸に搬出した場合は八十錢―一円五十錢であつた。幌泉、様似の二郡は多く官林の払下を受けた。様似は樹木が多いのでその価格は安い、幌泉は樹木が欠乏して海岸まで搬出しなければならなかったから、その価は二円以上となつたし、稀に三円に昇騰することもある。木炭は農民の副業として、その地の樹木を以てこれを焼くものが所々にあつて、その近傍に販売した。唯幌泉郡には特に樹木の払下を受けて炭竈^{かまど}に従事するものが九名もあつた。炭の値段は土地によつて不同であるが六貫匁一俵が十錢から二十五錢程度であつた。林産物で従来国外へ輸出したものは少なかった。椎茸は自然に柏、檜に生え、往古よりアイヌ等がこれを採取して、年々多少であるが輸出した。

白楊によるマツチの製軸所が渡辺徹三によつて明治二十五年西舎村に創立されたが、原木の欠乏で三十一年廃業した。鉄道の枕木は当時一、二の地方から出されていたけれどもその額は少なかった。柏皮の販出を試みた者もあつたが、利益がないので中止した。

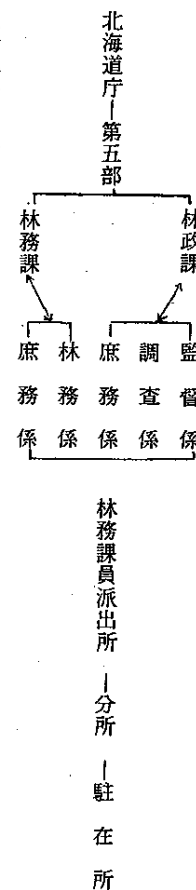
三十年代の山林管理制度は、九月に内務省に「北海道局」が置かれて、北海道に關する政務は内務省の主管となつた關係上、森林事務もまた同省の直轄するところとなつた。

本道においても林務課が殖民部に設けられて、これを分掌すると同時に、郡役所の廃止と支庁の設置に伴い、郡区長の分任事項は、すべて新設の支庁長に委任されることとなり、その下に森林監守人を配置した。

三十五年には十年計画による森林経営事業の拡充により、全道三十箇所の「林務課員派出所」の下に、九十八カ所の「保護区（森林監守駐在所）員駐在所」を配した。なお派出所は、森林監督、国有林地貸渡、国有林野産物売払、森林調査などの事項を取扱った。さらに監督機関を充実して支庁長分任事項を削除した。

三十六年九月に、林務課員派出所は、札幌外十四カ所に限定して、他は「同分所」に改正し、林務に関する売貸処分事務は、再び支庁長に委任することになり、林務課員派出所は、森林監護および森林調査に関する事項を取扱うこととした。

三十八年五月、分課改正により林務課は第五部に移り、林政課と林務課に分れた。この時の北海道庁林政の機構は次の表の通りである。



三十九年三月、第五部内に、地方林業課を設けたが、これは明治三十八年十月より三十九年四月に及ぶ、「地方費模範林」が設定されたので、これが管理の必要からである。

四十年四月、道庁は全課を廃止して、「部」本位となったため、第五部内に林務係、地方林業係を設け、新設の地方林業係は、前記の「北海道地方費模範林」の管理経営の事務を司ると共に、地方林業指導奨励の事務を執らせることにした。

3 森林開発と北海道国有未開地処分法

明治三十年法律第二十六号を以て「北海道国有未開地処分法」が制定されたが、これは日清戦争後の我が国経済界の躍進と、戦争の影響によって、急速に経済事業を起さんとする人気が昂り、かつ北海道の開墾熱も上昇したため、資本家的な農場経営の発展に対して、法的基礎を与えようとして制定されたものである。法の第三条に「開墾、牧畜若くは植樹等に限らずとする土地は、無償にて貸付し、全部成功の後無償にて付与すべし」と規定されているが、土地の無償付与によって一層積極的に大土地所有への途が開かれたわけである。

しかも貸付地内の立木も原則として全部、開墾地が企業以来数年間を経営上の補償として無償付与となったために、その土地の森

林の無償利用という開墾者にとって、極めて有利な開発の形態が出現したわけで、三十年代末期は北海道材の一つのピークを形成する位国有未開地処分と相俟つて北海道の森林開発は急速に進むにいたって。そしてこの法はさきの「北海道土地私下規則」と共に蝦夷地開拓の根幹をなすものであった。

しかしこの法による土地処分ならびに立木処分の問題について弊害も生じたので、これを阻止するため規程の改正、訓令によって種々の制約を加え、四十一年には処分法を根本的に改め、無償、有償の払下を併用し、開墾者ことに小農的自作者を保護することとした。

北海道材の真価は明治四十年前後になって広く認められ、需要が年と共に増加したため、従来利用の途のなかった日高、天塩、北見などの未開地処分により売払われた山林や、牧場、農耕地の立木は、次第に伐採利用せられるようになり、道内はもちろん内地の木材業者、競つてこの地に入り山林を買付け直営伐採をし、積取船を廻航して、天候の危険をおかし、沿岸で木材を積取り、東京、大坂、名古屋へ輸送するようになった。

特に日高沿岸は一六五キロメートルの海岸線を有し、冬季の十一、十二月頃でも沿岸積取が可能なのが特徴であった。降雪も少ないので、夏季同様に造材ができたので、十一月頃までに馬車、トラックで海岸まで搬出し、積取を待つというのが従来からの慣習であった。従つて割合小型な船で、時化に遭わぬ間に手早く積取つて、早期に内地市場に新材を提供することができたので、鉄道沿線から出材された木材が市場に現われる以前に、新材を切望中の内地市場で有利に処分ができたから小樽、釧路、室蘭などへ鉄道便で出てくるものは、とうてい立ち打ちが出来なかったし、高い価格で販売されたという。こうした機先を制する活動によって利益を得ていた木材商人もあった。

特に、日高産の紅桂は他地方に見られぬ良材で、内地市場では大歓迎をうけ、同市場では桂は紅いものとされ、非常に賞用されたので、青桂は問題にされなかったと言われる。

さて、日高地方で伐採し、最初に内地へ積出したのは丸本、富本商店で、これと前後して神戸の丸金、北海林業会社が沿岸買付をし、次いで三井物産が山林を買集め伐採積出を行った。

土地処分

(四十年代)

明治四十年の「国有未開地処分法」の改正によって未開地処分は有償で払下げとなったが、立木も明治四十年の「北海道国有未開地立木処分手続（道庁告示第九五号）」によって売払処分となった。

これについての経緯をたどると未開地内の木材を無償で土地出願者に与えることは、国家財源の損失であるが、さればといって開墾者に対する補償を考えねばならないので、四十年以前は、その土地の立木を土地貸付者に無償で与えたのである。

しかし大地積の貸付をうけた者や、開墾を委託された者の中には立木の無償下付に便乗して、立木のみを売却して開墾の伴わない者が生じたので、政府は「北海道国有未開地立木処分手続」を以て、以後「北海道国有未開地処分法」第三条による貸付地の立木は、行政庁においてこれを処分することとし、これと同時にこの未開地処分法に関連ある諸規程を改正し訓令を以て種々の制約を加え、四十一年にはさらに処分法を根本的に改正して特定地の立木は無償付与するが、売却地にては、その土地の売却をうけたものに売却することとしたが、耕作または牧畜に使用する土地においては、その材積の十分の二は付与されることとなった。

このように無償、有償併用主義を採用して「山荒し」を阻止する一方小農自作者を保護した。さらに明治四十一年の「北海道国有林整理綱領」によって国有林の整理区分を行い、また開拓地と国定国有林、公有林、私有林予定地等の境界区域を確定し、これら未開地と国有不要林の売却処分により生ずる森林の収入は、挙げて明治四十三年から実施した第一期拓殖計画事業の重要な財源に編入された。

なお、前記の「北海道国有林整理綱領」によって、国有林整理の大綱が確立すると同時に、本道の森林行政機関は新たな組織をもつて本道の集約的林業へ一歩前進したのである。

即ち四十一年六月、左の綱領に基づいて道庁官制の一部が改正された。

一、従来の林務に関する支庁長委任事項を解除した。

一、林務課員派出所及び分所の廃止

一、五営林区署及び一六の営林分署を設置し、その下に一二五カ所の森林監守（後に保護区員と改称した）駐在所を設置した。

浦河は、北海道庁札幌営林区署所属の分署として創設され、各地に森林主事を駐在させた。これらの機関は専ら国有林の管理経営（浦河は日高一円（の国有林））その他民有林の監督事務を行なった。

×

×

×

明治四十年の「北海道国有林整理綱領」は本道林業に本格的経営方式を与えたとともに森林の造成ならびに治水問題に対して大きな指標となり、これに従って画期的、計画的な造林事業を実施することになった。この綱領に基いて明治末期から大正年代にかけて

日高管内においては浦河を中心とする造林熱は高まり、主としてカラマツの植栽が行なわれた。明治四十四年浦河には道庁のカラマツ養成苗圃があり、ここで養成されたカラマツその他の苗木は附近の国有保安林に植栽され、または民間に無償で下附され造林された。カラマツ普及の原因は寒風に耐え瘠土をきらわず、養苗も容易で経費も少く、その上生長が極めて迅速という点にあった。

地方費模範村（道有村）の設立

「明治三十九年にいたり、道内町村有林に経営の範をしめすともに地方費財源に資する目的で、道は国から七カ国九支庁十五郡にわたる一八八、七三七町一反八畝二歩の森林を付与され、道有林として模範林が設立された。また、模範林としての性格上明治四〇年から一般会計から独立して、特別会計で経営されるようになった。

これにともなうて、明治三十九年、第五部内に地方林業課を設け「地方費模範林」の管理経営にあたることとなった。

日高においては、明治三十九年五月十七日地方費模範林として幌泉郡幌泉村および模範村に台帳面積二四、二〇二町歩の森林を国から譲与され、同年七月から幌泉村大字笛舞村に監護員駐在所が設置された。さらに、明治四十四年四月幌泉郡幌泉村に、「地方費森林幌泉事務所」を開設し次の二駐在所を所管した。

笛舞監護員駐在所

位置——日高国幌泉郡幌泉村大字笛舞村字ウエンコタン

所轄区域——幌泉村大字幌泉村、笛舞村、近呼村

模範村大字管内村、幌満村

猿留監護員駐在所

位置——日高国幌泉郡幌泉村大字猿留

所轄区域——幌泉郡幌泉村大字猿留村、庶野村、歌別村

（道有林五十年誌より）

樹苗の生産は各森林事務所に一カ所一町歩程度の苗圃を設けてカラマツ、ヤチダモ、ヤマナラシ、エゾマツ、トドマツ、センノキ、ナラ等を養成した。当初は養苗技術も幼稚で、播種、移植（山苗）ともに所期の成績を挙げることは出来なかった。

なお明治四十四年には、二十一年五月制定の「山野火入取締規則」を改正しこの後も、しばしば庁令を以て時宜に適した改正の要

点を示して、火入を取締るのみならず、告諭を發して山火予防警戒に對する道民の注意を喚起した。こと明治四十四年の大火は、大正三年に庁令を以て「森林防火組合設置規則」を制定し公布するにいたらしめた。

又、四十年代における日高地方では三井物産と王子製紙が毎年二〇万石の木材を鶴川、沙流川流域から出材し、流送によって沿岸で積取るか、さもなくば鶴川から苫小牧まで馬車鉄道で輸送した。

ことに苫小牧製紙株式会社の原木は胆振、日高に跨る千才御料林、鶴川、沙流の国有林、十勝、釧路の国有林等の生産材がその主なるものであった。

4 学校林の造成

本道において学校植樹が行われたのは明治三十五年頃である。三十六年の浦河支庁公文によれば、三十四年十一月訓令第二十五号を以て記念植樹規定を設け、小学校に卒業記念植樹が行われた。すなわち学校の基本財産造成と生徒の愛林思想涵養のためのものである。

その全文は通の通りである。このことは西忠義支庁長の奨励によることが大きい。

小学校植樹規程

第一、尋常高等小学校男女の生徒をして卒業記念のため第三年生に植樹をなさしめること。

第二、樹種は赤松、落葉松、桐、桑の類を植えること。

第三、植樹に経験あるものを撰択して委員をおくこと。

第四、植付の際は其の受持教員をして生徒を監督せしむること。

第五、植付後は尋常高等三・四年をして毎年三回雑草を刈払うこと。

小学校植樹規程施行標準

第一、小学校生徒第三年生は卒業記念の準備として植樹を行うものとす。

第二、植樹の箇所は学校敷地内並に附屬地内に限る。

第三、植樹の種類は赤松、落葉松、桑、桐、楮とす。

第四、植樹は春秋二期の祭日を択びてこれを行う。

第五、学校管理者、学校職員及び学務委員を委員とす。

第六、委員長は学校区域内に居住するものにして、植樹に経験あるものを選びて委員に囑託し、専らそのことに当らしむることを得る。

第七、植樹の苗木は当分浦河支庁に下附を請うことを得。

第八、植樹は生徒一人三本を超えざること。

第九、植樹箇所を撰択するは委員の評決に附し、植樹の際は受持教員指導監督するものとす。

第十、植樹後毎年三回以上委員指導者となり、植樹者並に四年生をして雑草を刈払はしむるものとす。

以上であるが当時児童生徒による植栽がさかに行われたことがわかる。しかしどの程度行つたかは資料がないので詳かではない。大正十五年北海道庁殖産部地方林課編の「学林札讀」によると、明治三十五・六年までに学校植樹を行つた小学校は、八校あるが、そのうち日高管内小学校は左の四校である。

三石村三石尋常高等小学校（明治三十四年）

荻伏村荻伏尋常高等小学校（明治三十五年）

浦河町浦河尋常高等小学校（明治三十五年）

様似村様似尋常高等小学校（明治三十五年）

5 日高森林の前途

日高山脈並に其支山は處によりて樹種の善悪、林相の疎密ありと雖も、皆殆んど千古斧鉞の入りたることなき森林なり。

然れども、概ね運搬の不便なるを以て之れを出すこと容易ならず、故に勉めて海岸近き地の山林を養護し、永く低廉にて住民の需要を充つること必要なり。

且斯く其養護に注意せば、終に進て国外に輸出するの期なしとも謂う可らず。

えりも半島の如く濫伐して荒廢の慘状を呈するに至りては、最早林相を恢復すること難く、他方より樹木の供給を仰ぐの外、殆んど救済の方法なからん。（北海道殖民状況報文）